## 仙台市病院規程第二十四号

仙台市市立病院会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月三十日

仙台市病院事業管理者 奥 田 光 崇

仙台市市立病院会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年仙台市病院規程第十号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
第二十条 [略]	第二十条 [略]
2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
[一~八 略]	[一~八 略]

- 九 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認 を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、そ の勤務しなかった全期間
- 十 [略]

## [3・4 略]

(部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額)

第二十三条 前条第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員 が育児休業法第二十一条第一項に規定する部分休業の承認を 受けて勤務しない場合には、一般職員について定められている ものの例により、その勤務しない一時間につき、第二十一条に 規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

- [一~八 略]
  - 九 仙台市市立病院職員の育児休業等に関する規程(平成四年 **仙台市病院規程第八号)第三条第一項**の規定による部分休業 の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合 には、その勤務しなかった全期間

十 「略]

[3・4 略]

(部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額)

第二十三条 前条第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員 が仙台市市立病院職員の育児休業等に関する規程第三条第一 **項の規定による**部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 一般職員について定められているものの例により、その勤務し ない一時間につき、第二十一条に規定する勤務一時間当たりの 給与額を減額して支給する。

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(市立病院経営管理部総務課)